

福岡市臨海工場余熱利用施設整備事業（以下「本事業」という。）を、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、特定事業として選定したので、法第 8 条に規定する特定事業の選定における客観的な評価の結果をここに公表する。

平成 12 年 5 月 30 日

福岡市長 山崎 広太郎

特定事業の選定について

1 評価の方法

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する事業の実施に関する基本方針及び福岡市臨海工場余熱利用施設整備事業実施方針に基づき、コスト算出による定量的評価及びサービス水準に関する定性的評価を行い、総合的な評価を行うこととする。

2 定量的評価

定量的評価にあたっては、本事業において、市が直接実施する場合の市の負担額と、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する事業（以下「PFI 事業」という。）として実施する場合の市の負担額を、それぞれ提供されるサービスは同一の水準であることを前提として、比較した。

(1) 市が直接実施する場合の前提条件

市の負担額は、設計費、建設費、運営・維持管理費及び借入金の返済に関する費用から、利用者からの料金収入を控除した額とした。

設計費は、「福岡市臨海工場余熱利用施設基本設計」（以下「基本設計」という。）と同等の施設を建設するにあたって、市が実施設計を外部に委託した場合を想定した。

建設費は、基本設計と同等の施設を建設するにあたって、市が工事を外部に発注した場合を想定した。

運営・維持管理費は、基本設計と同等の施設を運営・維持管理するにあたって、管理部門に市の職員を配置し、運動指導業務等の専門業務を外部に委託するものとした場合に想定される以下の費用とした。

a 人件費

- b 業務委託費
- c 上下水道代
- d 海水運搬費
- e 施設の修繕・更新費及び保全費
- f その他諸経費

借入金の返済に関する費用は、建設費に必要な資金を以下のような条件で市が調達した場合を想定した。

- a 一般財源 30%
- b 起債 70%（償還期間 15 年の元金均等返済とし、金利は現状の起債発行における水準を勘案し設定した。）

利用者からの利用料金収入は、利用者数及び料金設定について合理的な想定を行い、これに基づき料金収入を想定した。

(2) PFI事業として実施する場合の前提条件

市の負担額は、事業期間中に PFI 事業を行う民間企業（以下「事業者」という。）に支払う手数料の総額から、事業者からの税収（市税）を控除した額とした。

設計・建設費は、基本設計と同等の施設を設計・建設すると想定し、設計施工の一括発注及び事業者の創意工夫・ノウハウによって一定割合の費用縮減が実現するものとして想定した。

運営・維持管理費は、基本設計と同等の施設を運営・維持管理すると想定し、効率的な人員配置等の事業者の創意工夫・ノウハウによって一定割合の費用縮減が実現するものとして想定した。

借入金の返済に関する費用は、事業者が設計・建設に必要な資金を一定割合の出資金及び借入金によって調達するものと想定した。借入金の調達先は民間金融機関のみとし、金利及び返済期間は実現可能と考えられる条件を設定した。

利用者からの利用料金収入は、利用者数及び料金設定について合理的な想定を行い、これに基づき料金収入を想定した。

(3) 算出方法

(1)及び(2)で算出された市の負担額を事業期間中、年度別に算出し、これらの負担額を現在価値に換算した。現在価値の換算に用いた割引率は 4%とした。

(4) 評価結果

それぞれの前提条件を踏まえて市の負担額を比較した結果、本事業を市が直接実施する場合に比べて PFI 事業として実施する場合は、市の事業期間中の負担額は約 21%縮減することが期待できる（現在価値換算後）。

3 定性的評価

PFI事業として一連の業務を事業者にゆだねることにより、サービス水準に関する以下のような効果が認められる。

(1) 利用者ニーズに応じた良質なサービスの提供

事業者が有する専門的な知識や技術を活用することにより、利用者ニーズに応じた良質なサービスを提供することが可能になるとともに、ニーズの変化に応じたサービス内容及び運営体制の変更を柔軟に行うことが期待できる。

(2) 事業の健全性

事業者の経営努力により、利用客数の増加及び運営の効率化等が見込めるとともに、さらに市と事業者が適正な役割分担及びリスク分担を図ることにより、健全な事業を行うことが期待できる。

(3) 事業効率の向上

運営・維持管理方針等と整合した施設設計・建設を実現することが可能になり、事業効率の向上が期待できる。

4 総合評価

本事業をPFI事業として実施することにより、事業全体を通じて民間企業の資金や効率的・効果的な運営ノウハウを一括して活用することが可能となり、この結果、定量的評価における市の財政負担額の縮減に加えて、定性的評価に提示した様々な効果が期待できる。

このため本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、ここに法第6条に基づく特定事業として選定する。